

《 保険共済事業 》

継続加入組合員が保険共済事業を利用するにあたっての詳細は、この取り扱い要領に定める。

なお、保険事業においては、現職と退職で取り扱いに大きな違いが生じるケースが多くあり、付随する手続きも発生することから、退職される際には学校生協との連携を密にいただくことを推奨いたします。

1. 保険事業

(1) 団体保険

①グループ保険

一部制度を除き、75歳まで継続加入することができる。

なお、継続加入する際の詳細や注意点、並びに制度ごとの継続加入年齢は、「学校生協グループ保険退職後の手引き」として別途定める。

②積立年金

「退職（または、定年退職年齢を迎えた年度末）をもって積立期間が満了となる為、継続加入はできない。

※定年退職年齢は、令和14年（2032年）までの退職年齢の段階的引き上げを基準とする。

③団体総合生活補償保険（ゴルファー保険含む）

制度の加入可能年齢を上限として利用できる。

④リーガルプロテクション

学校職域より退職した年度末にて脱退となる。

(2) 団体扱・集団扱い生命保険、損害保険

①団体扱い生命保険

i. 団体扱い（割安な保険料）として継続加入できる保険種類

- ・アフラックのがん保険及び医療保険※
- ・大樹生命保険株式会社の各種保険（一部対象外）

ii. 個人扱いとして継続加入できる保険種類

- ・富国生命保険相互会社の各種保険（一部対象外）※
- ・日本生命保険相互会社の各種保険（一部対象外）※

※取り扱いにあたっては、所要の手続きがあります。

②損害保険

i. 団体扱い

自動車・火災・傷害保険（一部除く）は、継続・新規とも加入できる。

※自動車保険の取り扱いについては、現職中に団体扱を利用していた組合員に限る。

ii. 集団扱い

自動車・火災・傷害保険（一部除く）は、継続・新規とも加入できる。

(3) 他団体の制度

学校生協の継続加入組合員であることを前提として、以下の取り扱いとなる。

①TK共済（栃木県高等学校教職員組合の制度）

- ・加入可能年齢（65歳）を上限として、学校生協が保険料を収納する。

②全日本教職員連盟団体総合共済会「訴訟費用保険」「収入補償制度」

（栃木県学校管理職員協議会、栃木県教職員協議会の制度）

- ・加入可能年齢を上限として、学校生協が保険料を収納する。

(4) 教職員共済生活協同組合

退職後も利用できる。詳細は教職員共済栃木県支部（TEL028-652-8600）

附則

この要領の改廃は理事長専決事項で行う。この要領は2024年1月15日より実施する。